

那覇市公告第 227 号  
令和 8 年 6 月 22 日

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。）第 4 条第 1 項の規定により公告する。

那 覇 市 長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- |            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 件 名    | 令和 8 年度 用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託 |
| (2) 業務の仕様等 | 仕様書及び入札説明書による。                    |
| (3) 履行期間   | 契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで           |
| (4) 履行場所   | 那覇市役所管内                           |
| (5) 予定価格   | 11,728,000 円（消費税抜き）               |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
  - ア 土地家屋調査士にあつては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、那覇市内に事務所を設置している 4 人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
  - イ 土地家屋調査士法人にあつては、沖縄県土地家屋調査士会の会

員であり、土地家屋調査士が4人以上在籍する那覇市内に事業所を設置している土地家屋調査士法人であること。

ウ 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること

### 3 入札説明会

実施しない。仕様書及び入札説明書を確認すること。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認等

入札に参加を希望する者は、2に掲げる事項について、誓約書および同意書、様式第1号およびそれを証明できる書類を添付して、次のとおり当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

(1) 提出期間 令和8年6月22日(月曜日)から令和8年6月29日(金曜日)の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)。

(2) 提出場所 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市 都市みらい部 道路建設課  
(那覇市役所本庁舎7階)  
電話番号 098-951-3221  
(担当：工事1グループ 後藤、新里)

(3) 提出方法 提出場所に持参すること。  
FAXによるものは受け付けない。

### 5 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

4-(2)に同じ。

### 6 入札の方法

(1) 郵便入札(一般書留、配達証明、配達日指定郵便のすべてを指定し郵送すること)。

(2) 配達指定日 令和8年7月13日(月曜日)  
※配達日を指定するためには、配達指定日の2営業日前までに郵便局での手続きが必要。

(3) 宛先 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市 都市みらい部 道路建設課

(4) その他 直接持参又はFAXによる入札は不可とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。(那覇市契約規則第 8 条第 1 項適用)
- (2) 契約保証金 免除する。(那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号適用)

## 8 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路管理課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

## 10 その他

- (1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表(仕様書の別紙 2) を同封すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、別途配布の入札説明書、仕様書による。